

新制度幼稚園に通うお子様の保護者の皆様へ

国分寺市子ども家庭部保育幼稚園課

施設等利用費の給付請求のお手続きについて（ご案内）

令和7年度後期分（令和7年10月～令和8年3月）

平素より当市の教育・保育行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が実施され、幼稚園の満3～5歳児クラスの子どもたちの利用料が無償化されました。無償化の内容や給付方法については、幼稚園の種類や自治体により異なりますが、新制度幼稚園*については、以下のとおりとなります。

内容をご確認のうえ、記入例などを参考に請求書を記入し、必要書類を取り揃えてご提出くださいますようお願いいたします。

*「新制度幼稚園」は子ども・子育て支援新制度の対象となる幼稚園のことを指します。

1. 無償化の内容

内容	
旧1号認定のみの方*1	教育時間部分（現物給付） 利用者負担額 無償化
旧1号認定＋ 新2号・新3号認定の方 *2 (保育の必要性の認定事 由に該当する子ども)	教育時間部分（現物給付） 利用者負担額 無償化 教育時間部分に加え、幼稚園の預かり保育を利用する場合（償還払い） 3～5歳児クラスの子ども 1日あたり450円まで、月額11,300円を上限として無償*3 市民税非課税世帯の満3歳の子ども 1日あたり450円まで、月額16,300円を上限として無償*3

*1 旧1号認定は、子どものための教育・保育給付支給認定証に記載されている認定種別（認定区分）です。新制度幼稚園の利用者は原則全員該当します。

*2 新2号、新3号認定の種別は施設等利用費給付認定通知書をご確認ください。（確認方法は、4ページの「認定番号・認定種別確認方法」をご覧ください。）お手元に認定通知書がない場合は、国分寺市保育幼稚園課入園相談係 042-312-8648（直通）までお問い合わせください。

*3 預かり保育を実施していない場合や、実施時間等が少ない場合（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）には、預かり保育の利用料に加えて、認可外保育施設、ファミリー・サポート・センター等の利用料についても無償化の対象となります。無償化上限額月額11,300円または16,300円から、幼稚園の預かり保育の利用料を差し引いた額が認可外保育施設等の無償化上限額となります。（施設によって預かり保育の実施状況が異なりますので、所在自治体のホームページまたはご利用の施設にお問い合わせください。）

なお、認可外保育施設の保育料無償化の経過措置の終了に伴い、令和6年10月以降、国が定める指導監督基準を満たさない施設は保育料無償化対象外となりますので、ご請求の際はご注意ください。

2. 給付請求ができるもの

旧1号認定のみの方

Ⓐ 教育時間部分

施設が保護者の代わりに市へ請求しているため、保護者の手続き等は不要です。

旧1号認定+新2号認定または旧1号認定+新3号認定の方

Ⓐ 教育時間部分

施設が保護者の代わりに市へ請求しているため、保護者の手続き等は不要です。

Ⓑ 幼稚園の預かり保育などの施設等利用費

ご利用の実績がある場合、市へご請求ください。

ご利用がなければご請求（請求書および領収証のご提出）は不要です。

3. 提出していただく書類（書式は施設または市ホームページからご入手できます。）

※市ホームページ検索番号【1020864】

No.	書類名	旧1号+新2号 または 旧1号+新3号	備考
1	施設等利用費請求書（様式第7号）預 かり保育部分	○	<u>ご利用がなければご請求（請求書および領収証のご 提出）は不要です</u>
2	特定子ども・子育て支援の提供に係る 領収証	○	「領収証兼特定子ども子育て支援提供証明証」とし て1枚で発行される場合があります
3	特定子ども・子育て支援提供証明書	○	
4	活動報告書	※	※ファミサポご利用の場合のみ
5	委任状		申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合のみ（お子様口座指定 不可）



預かり保育の請求書は別添の記入例を参考にご記入ください！

4. 提出方法及び提出期間

STEP
I

請求書の入手

【請求書配布場所】ご利用の施設または国分寺市保育幼稚園課（国分寺市役所2階）

* 市ホームページからダウンロードもできます。検索番号【1020864】



STEP
2

請求書の作成と提出

記入例を参考に請求書を作成、施設から発行された領収証等を添付し、別添の返信用封筒にて国分寺市保育幼稚園課までご提出ください。（施設が取りまとめて市へ提出する旨の案内がありましたら施設へご提出ください。施設へ提出する際の切手は不要です。）

* 施設によって領収証等の発行に時間がかかる場合があります。お早めにご利用の施設にご相談ください。

【請求書類の提出期間】

・施設へ提出する場合：施設の締切りに従ってください。

・市へ提出する場合：令和8年3月16日（月）～4月10日（金）まで

* 提出期間後も請求は受け付けますが、できるかぎりお早目に請求書類をご提出ください。
ただし、各月の利用に対する請求権は翌月1日から2年間となりますのでご留意ください。

STEP
3

給付

書類審査後に請求書に記載のあった金融機関の口座へ施設等利用費を振り込みます。

【支払い予定時期】

令和8年5月頃

* 請求書類に不備等がある場合や受付期間後のご提出の場合、給付時期が遅れることがありますのでご了承ください。

5. その他留意事項

- * 書類不備等が判明した場合、請求書の連絡先へ電話をさせていただく場合があります。
- * 令和7年度後期分より請求書様式が一部変更しております。ご提出の際は今期用に施設から配布されたものまたは国分寺市ホームページに掲載された様式でのご提出をお願いいたします。旧様式でのご提出があった場合、再提出をお願いする場合がありますのでご注意ください。
- * ご不明点等ございましたら下記までお問い合わせください。

*請求書提出先

〒185-8501 国分寺市泉町2-2-18
国分寺市 子ども家庭部 保育幼稚園課 納付管理係

*お問合せ先

- ・請求書関係について 納付管理係 042-312-8649（直通）
- ・認定関係について 入園相談係 042-312-8648（直通）
代表番号 042-325-0111
受付時間：平日 8時30分～17時00分

認定番号・認定種別確認方法

様式第19号（第15条関係）

185-8501

東京都国分寺市泉町二丁目2番18号

国分寺 ホチ夫 様

国子保発 第NNNNNN号

令和7年7月18日

国分寺市長
丸山 哲



施設等利用給付認定決定通知書

先に申請のありました子育てのための施設等利

請求書類の認定番号はこちらの数字をご記入ください。

認定番号	*****
子ども	フリガナ
	国分寺 ホチ子
	生年月日
保護者	住所
	フリガナ
	国分寺 ホチ夫
	生年月日
	保育必要性の事由
決定年月日	令和7年6月20日
認定区分	新2号認定
認定有効期	令和7年7月1日～令和8年3月31日

認定書類の認定種別はこちらの数字をご記入ください。

●第30条の4第2号 または 第30条の4第3号

→新2号認定 または 新3号認定

※預かり保育部分の無償化対象は、新2号認定、新3号認定を受けている方のみです。

に対して審査請求をする場合は、その日の翌日から起算します。

告訴として（訴訟において）の決定があったことを証明する訴えを提起することの翌日から起算して6ヶ月の期間を超過することができない。

（決）があった日の翌日から起算して6ヶ月の期間を超過することができない。